

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

平成30年5月2日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年5月2日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

生涯学習課 石戸課長、岩立主査補

3 件名

白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・申請者の負担軽減や事務の簡素化を考えると、申請手順を簡素化するとともに認定期間を2年ではなく3年にした方が良いのではないかと。また、認定団体の情報をホームページに公開する際、団体から提出された事業報告書も併せて公開した方が良いのではないかと。

→白井市生涯学習推進委員会で審議いただきながら検討していく。

・社会教育関係団体を「社会教育が主たる目的のもの」と定義しているが、これまで準じる団体であっても主たる目的が福祉や地域活動である場合は認定されない団体も出てくるのではないかと。

→推進委員会や関係課との検討を踏まえて、調整していく。

・認定申請の受付開始から認定までの期間が2か月で設定されているが、4月に多くの申請を受け付けると事務が追い付かなくなることはないかと。

→基本的には各館にて一次審査を行う予定である。わかりやすいチェックシートを作成し事務の軽減を図るようにする。

・規程に社会教育に関する活動などの定義も入れるように。また、認定取消しや指導等による是正等もできるように手続きに限らず全体を網羅するような内容にした方が良いのではないかと。

→今回は方針を固めただけである。今後、推進委員会で審議いただきながら検討し規程に修正を加える。

・現在の認定制度では、補助金を受けている団体の認定は行っていないが、新たな制度でも同じか。

→補助金を受けている場合、公の支配に属さないという社会教育関係団体の原則に基づき、認定の対象とならない。

【指示】

- ・ 準じる団体を管轄している関係課との調整をしっかりと行うこと。
- ・ 市民や利用団体への周知は丁寧に、余裕を持ったスケジュールで行うこと。
- ・ 今回の見直しは、あくまでも社会教育関係団体の認定制度の見直しであるが、減免制度にも関連するため、関係課との調整も十分に行うこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針

1 見直しの目的

社会教育関係団体は、社会教育法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定している。

本市の社会教育関係団体の認定制度では、公民館を利用する団体を中心に認定している。また、他の施設を利用する、または利用しないスポーツ団体や文化・芸術団体などについては、これに準じる団体としてきており、その区分の理由や必要性が明確となっていない。さらに、一部の団体からは、施設使用料の減免という市の支援のみを期待したと思われる認定申請も見受けられることから、本来の多種多様な社会教育関係団体の活性化に向けた育成支援としての認定制度となっていない状況である。

市では、今年度において、教育委員会の組織の見直し、生涯学習に関する附属機関の見直し、及び使用料・手数料の見直しなどを行っており、社会教育関係団体の育成支援の在り方などの見直しが必要となっている。

このことから、社会教育関係団体の範囲を明らかにするとともに、育成支援方策を見直し、かつ認定制度の事務の効率化や手続きの簡素化などを図り、各団体の活性化と市民サービスの向上に資するものとする。

2 見直しの概要

(1) 社会教育関係団体の捉え方の整理

【社会教育関係団体とは】

市民が学習、文化、スポーツ、また生涯学習で学んだことを社会に還元するなどの活動を通して自己実現を目指し、またその活動が地域文化の向上やスポーツの振興などにつながるなど、社会教育に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的に運営を行う団体とする。

【準じる団体の整理】

- ① 現在、社会教育関係団体を認定する際に「準じる団体」として同等に扱っている団体の区分をなくすこととする。
- ② 準じる団体は、様々な公共・公益的な活動をしていることから、これらの団体においても社会教育関係団体として位置づけるものとする。

【社会教育に関する活動とは】

技術の習得や教養を高めたりするために行われる文化、スポーツなどの学習活動及び、様々な活動をとおして福祉や市民活動、スポーツの振興など生活を充実させたり、地域をより良くするために行う活動をいう。

【活動例】

- ・ 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演会、講習会、勉強会など）
- ・ スポーツやレクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ・ 文化、芸術、芸能活動（演劇、音楽、料理、園芸、手芸、写真、パソコン、絵画など）
- ・ 個々の団体をまとめ活動の振興に努めること（協議会や連絡協議会など）
- ・ 地域活動を通して、学んだことを社会に還元する活動（子どもたちへの支援活動、高齢者や障がい者等に関わる活動、まちづくりの活動など）

（2）認定要件等の明確化

【認定対象団体】

社会教育関係団体の認定の対象とする団体は、以下の要件をすべて備えた団体とする。

- ① 学習・文化・スポーツなどの活動を行う人たちが自ら進んで団体をつくり、会員同士で話し合っ活動を進める団体である。
- ② 入会希望者を広く受け入れたり、活動の成果を発表するなど、地域に活動を広める団体である。
- ③ 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体で、1年以上の活動実績がある団体である。

【認定の要件】

認定申請をすることができる団体は、以下のすべての事項に該当する団体とする。

- ① 国又は地方公共団体の支配に属さない団体
- ② 社会教育に関する事業を主たる目的とする団体で、次の行為をしないもの
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関すること
 - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること
 - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対すること
 - オ 企業、学校その他の法人の課外活動を行うものであること
 - カ その他公序良俗に反すること

- ③ 法人であると否とを問わないが、次の要件を備えている団体
- ア 団体の意思を表明する代表者があり、組織が確立していること
 - イ 団体としての規約（会則）があること
 - ウ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること
 - エ 団体の構成員が5名以上であること
 - オ 代表者及び構成員の半数以上が白井市在住、在勤、又は在学であること
ただし、白井市を含めて複数の市町村において、活動する広域的団体（以下「広域的活動団体」という。）については、構成員の3分の1以上が白井市在住、在勤、又は在学であること
 - カ 団体の主たる活動の場及び活動の拠点である事務所（以下「活動拠点等」という。）並びに連絡先が白井市内にあること
ただし、広域的活動団体については、主たる活動拠点等、又は従たる活動拠点等が白井市内にあること
 - キ 18歳以下の者が3分の2以上を占める団体は、複数の成人の育成者、又は指導者がいること
 - ク 広く一般に入会の機会を設けていること

（3）支援方法の拡充

- ① 施設使用料の減免
使用料の減免措置については、現行制度の範囲内で取り扱う。制度変更があった場合には、それに従うこととする。
- ② 施設の優先利用に向けた検討を行う
- ③ 広報紙への掲載（行事案内）
- ④ 行事等の後援
- ⑤ 行事等のポスター掲出

（4）認定の有効期間

認定の有効期間は、認定基準日（毎年6月1日、又は12月1日）から2年間とする。ただし12月1日から認定を受けた団体は、翌々年の5月31日までとする。認定団体は、毎年度の事業報告書及び次年度の事業計画書等を提出するものとする

（5）認定事務の軽減と効率化

認定申請は、毎年6か月ごとに区切って受理し、審査は、項目チェックシートにより行い、認定する。

なお、認定結果については、白井市生涯学習推進委員会に報告し、了承を得るものとする。

(6) 認定団体の公表

社会教育関係団体として認定された団体は、「団体名」「代表者氏名」「活動場所」「活動内容」についてホームページ等において公表する。

3 実施スケジュール

(1) 認定制度の決定

平成30年3月

*市教育委員会議に報告

平成30年6月

*要綱の制定

*案内チラシの作成

(2) 認定制度の周知

平成30年9月から

・市ホームページ及び広報紙への掲載

・関係団体への文書案内

(3) 認定申請の受付開始

平成31年4月から

(4) 認定団体の決定

平成31年6月、又は12月

社会教育関係団体の主な見直し点（現行「白井市社会教育関係団体の認定に関する規程」との比較）

見直し案	現行
<p>(認定対象団体)</p> <p>社会教育関係団体の認定の対象とする団体は、以下の要件をすべて備えた団体とする。</p> <p>(1) 学習・文化・スポーツなどの活動を行う人たちが自ら進んで団体をつくり、会員同士で話し合っって活動を進める団体である。</p> <p>(2) 入会希望者を広く受け入れたり、活動の成果を発表するなど、地域に活動を広める団体である。</p> <p>(3) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体で、1年以上の活動実績がある団体である。</p> <p>(認定の要件)</p> <p>認定申請をすることができる団体は、以下のすべての事項に該当する団体とする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体</p> <p>(2) 社会教育に関する事業を主たる目的とする団体で、次の行為をしないもの</p> <p>ア 営利を目的とする活動</p> <p>イ 特定の政党その他政治団体の利害に関すること</p> <p>ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること</p> <p>エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対すること</p> <p>オ 企業、学校その他の法人の課外活動を行うものであること</p> <p>カ その他公序良俗に反すること</p> <p>(3) 法人であると否とを問わないが、次の要件を備えている団体</p> <p>ア 団体の意思を表明する代表者があり、組織が確立していること</p> <p>イ 団体としての規約（会則）があること</p> <p>ウ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること</p> <p>エ 団体の構成員が5名以上であること</p> <p>オ 代表者及び構成員の半数以上が白井市在住、在勤、又は在学であること</p> <p>ただし、白井市を含めて複数の市町村において、活動する広域的団体（以下「広域的活動団体」という。）については、構成員の3分の1以上が白井市在住、在勤、又は在学であること</p> <p>カ 団体の主たる活動の場及び活動の拠点である事務所（以下「活動拠点等」という。）並びに連絡先が白井市内にあること</p> <p>ただし、広域的活動団体については、主たる活動拠点等、又は従たる活動拠点等が白井市内にあること</p> <p>キ 18歳以下の者が3分の2以上を占める団体は、複数の成人の育成者、又は指導者がいること</p> <p>ク 広く一般に入会の機会を設けていること</p> <p>(認定の申請)</p> <p>認定申請は、毎年6か月ごとに区切って受理する。</p> <p>(認定)</p> <p>認定結果については、白井市生涯学習推進委員会に報告し、了承を得るものとする。</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。</p> <p>(2) 役員が選出されていること。</p> <p>(3) 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。</p> <p>(4) 事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。</p> <p>(5) 社会奉仕活動等を行っていること。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>申請は、毎年4月1日から4月25日まで又は10月1日から10月25日までに行わなければならない。</p> <p>(認定)</p> <p>社会教育関係団体の認定は、公民館運営審議会の意見を聴き、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。</p>

(認定期間)

認定の有効期間は、認定基準日（毎年6月1日、又は12月1日）から2年間とする。ただし12月1日から認定を受けた団体は、翌々年の5月31日までとする。

(事業報告及び計画等の提出)

社会教育関係団体は、毎年度の事業報告書及び次年度の事業計画書等を提出するものとする

(認定団体の公表)

社会教育関係団体として認定された団体は、「団体名」「代表者氏名」「活動場所」「活動内容」についてホームページ等において公表する。

(認定期間)

社会教育関係団体として認定する期間は、毎年4月1日から4月25日までに申請があったものについては毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎年10月1日から10月25日までに申請があったものについては毎年12月1日から翌年5月31日までとする。